９　景観法に基づく届出　　令和７年４月１日現在

根拠法令	景観法（第１６条） 奈良県景観条例（第９条）	担当課 担当係	景観・自然環境課 景観・屋外広告係 0742-27-8756

制度の概要

一定規模を超える建築物の建築等、工作物の建設等、開発行為、土地の形質の変更及び物件の堆積をしようとする者は、知事に届け出なければならない。

※　詳細は、奈良県景観・自然環境課に問い合わせ下さい。

※　行為地が奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、葛城市、斑鳩町、明日香村の場合は各市町村長に対して届出が必要となりますので、規制内　容等については、当該市町村に問い合わせ下さい。

対象地域

奈良県全域（ただし、景観行政団体である奈良市、橿原市、桜井市、生駒市、葛城市、斑鳩町、明日香村を除く）

区域は、一般区域・重点景観形成区域（広域幹線沿道区域・第１種特定区域・第２種特定区域）に分かれています。

規制内容

届出対象物の、配置、規模、高さ、形態、意匠（色彩、素材等）及び緑化について規制。

届出が必要な行為と規模

区分＼景観計画区域 / 届出対象行為		一般区域	重点景観形成区域	
			広域幹線沿道区域	第１種・第２種特定区域
（1）建築物の建築等	新築又は移転	建築面積 1000 ㎡超又は高さ 13m 超	建築面積 500 ㎡超又は高さ 10m 超	建築面積 100 ㎡超（戸建て専用住宅は 500 ㎡超）又は高さ 10m 超
	増築又は改築	増築又は改築に係る建築面積１０㎡超（※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）		
	外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積１０㎡超（※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）		
（2）工作物の建設等	新設又は移転	対象工作物ごとに次の別表のとおり		
	増築又は改築	増築又は改築に係る築造面積１０㎡超（※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）		
	外観を変更することとなる改修若しくは模様替又は色彩の変更	外観の修繕若しくは模様替又は色彩の変更に係る面積１０㎡超（※新築又は移転の届出が必要な規模を超えるものに限る。）		
（3）開発行為		行為地の土地面積 3000 ㎡超又はよう壁・のり面の高さ５m超かつ長さ 10m超	行為地の土地面積 1000 ㎡超又はよう壁・のり面の高さが２m超かつ長さ 10m超	
（4）土地の開墾、土砂の採取、鉱物の掘採その他土地の形質の変更				
（5）屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為地の土地面積 3000 ㎡超又は堆積の高さ３m超	行為地の土地面積 1000 ㎡超又は堆積の高さ２m超	

新設又は移転の際に届出が必要な工作物と規模　　別表

景観計画区域区分 ＼ 域区分届出対象行為	一般区域	重点景観形成区域	
		広域幹線沿道区域 第２種特定区域	第１種特定区域
(1)鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの	高さ 15m超		高さ 10m超
(2)煙突その他これらに類するもの	高さ 13m超	高さ 10m超	
(3)装飾塔、記念塔その他これらに類するもの（屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件を除く）			
(4)高架水槽、サイロ、物見塔その他これらに類するもの			
(5)ｳｫｰﾀｰｼｭｰﾄ、ｺｰｽﾀｰ、ﾒﾘｰｺﾞｰﾗﾝﾄﾞ、観覧車その他これらに類する遊戯施設			
(6)ｱｽﾌｧﾙﾄﾌﾟﾗﾝﾄ、ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ、ｸﾗｯｼｬｰﾌﾟﾗﾝﾄその他これらに類するもの	築造面積 1000 ㎡超 又は 高さ 13m超	築造面積 500 ㎡超 又は 高さ 10m超	
(7)自動車車庫の用途に供するもの			
(8)汚物処理場、ゴミ焼却場その他の処理施設の用途に供するもの			
(9)上記に(1)～(8)に掲げる工作物のうち、建築物と一体となって設置されるもの	建築物の上端から工作物の上端までの高さ５m超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 13m超 （※上記(1)の工作物は 15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ５m超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10m超 （※上記(1)の工作物は 15m）	建築物の上端から工作物の上端までの高さ５m超かつ地盤面から当該工作物の上端までの高さ 10m超
(10)自動販売機	届出不要		高さ 1.5m超

許可等の基準

基準の概要

・建築物などの外観の色彩は、地域ごとの特性に対応するため、５つの地域区分（自然系地域・住居系地域・工業系地域・商業系地域・第１種特定区域）ごとにマンセル表色系で数値規制。

・建築物などについては、原則として道路から１m以上後退し、行為地内は樹木等により緑化が必要。

・建築物などの外観に設置する光源等の装飾は、各立面の１／５以下

・その他、配置・規模・高さ・形態・意匠・緑化について景観に配慮することが必要。

（詳細は、奈良県景観計画の「景観形成の基準」に定めています。）

手続きのフロー図

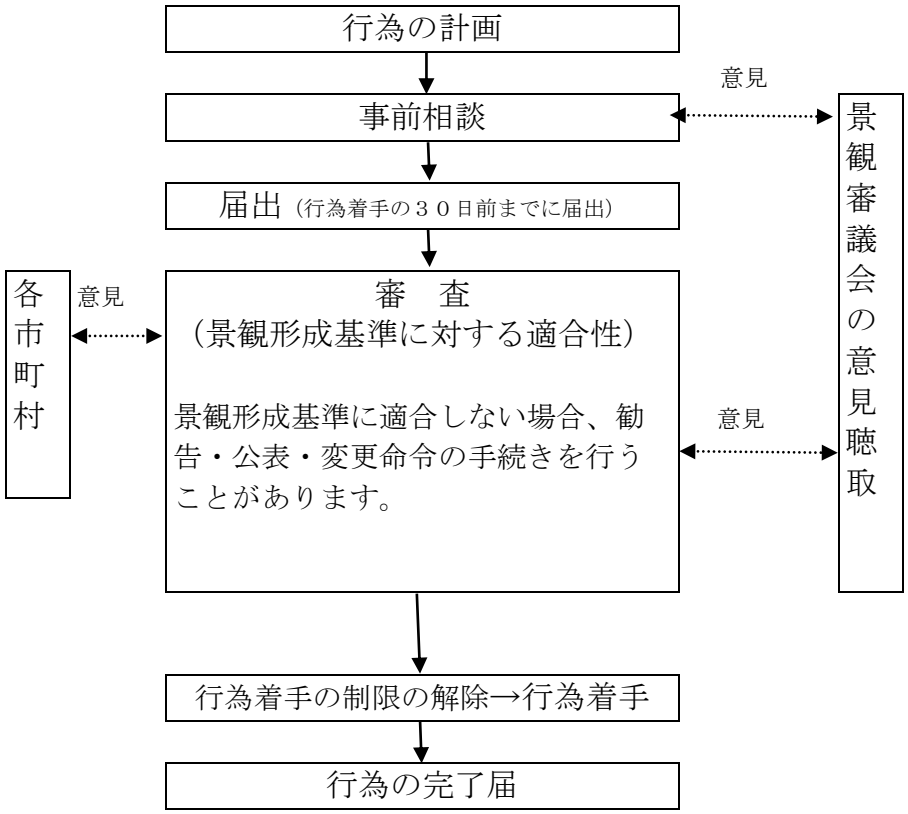
行為の計画
事前相談
意見
景観審議会の意見聴取
届出（行為着手の３０日前までに届出）
各市町村
意見
審　査
（景観形成基準に対する適合性）
景観形成基準に適合しない場合、勧告・公表・変更命令の手続きを行うことがあります。
意見
行為着手の制限の解除→行為着手
行為の完了届